

陳述書

請求代表 立花 一晃

私は、市川市宮久保に在住する立花一晃です。この度の「市川市平和無防備都市条例」制定請求人の一人として、以下の意見を述べ、この請求の趣旨に関して議員の皆様の理解をいただきたいと思います。

この1カッ月間、署名に参加してくださった12558名の市川市民の皆さんの中、圧倒的多数の方、恐らく8割の方が、60歳以上の女性と幼児を連れた若いお母さん達で、その他の署名者も男性の年配の方々が多数であったことに強い印象を受けました。

これは、署名可能な対象者の内、圧倒的に多数の方々が戦争の際、思うように避難もままならない社会的に弱い立場に置かれた方々であったという事です。

ここ5年程の間に、小泉内閣の下で日本は、2001年の「テロ特別措置法」、2003年の「イラク特別措置法」、2004年の「米軍支援法」、この法案との関係で、「自衛隊の活動に関する法案」、2005年の「武力攻撃事態法」、「国民保護法」を成立させました。この法律をより徹底するため各地方自治体での其の協力義務と、県・市町村各自治体に「地方版保護条例」を作成することを義務付けています。

当・市川市に於いても、今年の9月議会で「国民保護協議会」条例の制定に取り組む予定であると聞いております。国民保護法では、戦争の際に其の保護の責務は、自助努力7割、協助2割、公助1割との立場でそれぞれ各地方の保護条例を制定することになるとのことです。

以上の点から考えて、有事の際にこうした女性、幼児、高齢者などの社会的に弱い立場の方々がどういう状況に置かれるかは、極めて明確であります。

第二次世界大戦後に起こった朝鮮戦争、ベトナム戦争などの軍事紛争において、一般住民の死亡率が9割を越すと言われております。イラク戦争はもちろん、益々精巧な軍事技術と近代兵器を駆使した戦争では、こうした傾向は一層強まっているものと思われます。

私たちが今回提出した「平和・無防備条例案」は、ジュネーブ条約第一追加議定書の59条第2項に基づくものであり、戦争の際に自国民を守り敵対国からの攻撃を避けうる無防備地域を設けることが出来る国際条約に基づくものであります。

これは、憲法の前文及び第9条に定められた国民の平和的生存権を自治体レ

ベルで保障しようとするものです。同時にこのことは、戦争をしない、起こさせない、つまり「国民保護法」を必要としない国づくりの方向を目指すものであり、憲法第9条の内容を真に生かす道であります。

私は、この署名を集める過程で、有権者・特に中年の男性市民から次の様な質問をしばしば受けました。

それは、「市川市だけでこんな事をやってもしょうがない、意味が無いし、無駄ではないのか」との声です。

これに対し、私は次のように答えました。この「平和・無防備条例」を求める運動は千葉県では、市川市が初めてであるが、先ず市川市民の眞の安全・保護の取り組みを出発点に、点を線にし、面にする運動が広がれば必ず効果が發揮できるし、其の為の第一步にしたいと、そして第二次大戦中に「パリがナチに対し、無抵抗で開城して」一切の攻撃を受けなかった例を説明すると多くの方が納得してくれました。

最近、日本の近隣で幾つかの資源を巡る紛争が日常の大きなニュースとして報じられる機会が増加しつつあります。日中、日韓の紛争は、靖国問題が事態をより複雑にしており、そのほかにも幾つかの背景があることは広く指摘されているところですが、いずれにしてもこうした国家間の紛争は其の歴史的評価と正確な根拠に基づく平和的な話し合いによって解決する以外に方法はありません。平和的な話し合いを求める場合、重要なことは「衣の下から鎧」をちらつかせるが如き軍事力の強化を背景にした話し合いは、相手に警戒観を与え、決して問題解決に役立ちません。

こうした問題提起に対しては、多くの人々からその考えは甘い、北朝鮮を見ろとの反論が聞こえてきます。

北朝鮮のテボドンなどによる眞の軍事的脅威に関しては、専門家の間では強い疑問が出され、喧伝された政治的匂いが濃厚との見解が多いようです。

一方、イラクに対して採った「ブッシュ政権」の政策は、大多数の国々の反対・警告や国際法を無視した、「一方的先制攻撃戦略」によるものであり、これまでの人類の英知たる国際法の空しさを当初印象付けました。しかし、ヨーロッパを中心にして、多くの国々から大儀の無い、国際法をも無視したやり方に対し厳しい批判が出され、アメリカ国内からもブッシュ政権のこうした政策に反対の意見が強まりつつあります。やがて「イラク戦争」の結末は、ベトナム戦争に似た結末を迎えることになるであろうと、私は確信しています。

いずれにしても、益々強まるグローバリゼイションの下、国家間の相互の依存関係が強まる一方で、国家間の紛争も多発するでしょう。

これ等の問題を解決する鍵は武力によるものではなく話し合いによる解決です。そして其の時に話し合いの基準は国際法であり、其の中心的機関は国際連合です。

ジュネーブ条約は、ベトナム戦争をはじめ戦後の紛争を解決する国際法として大きな役割を果たしてきたことは、皆様方が良く承知されているところであります。

戦時下に於いて地方自治体たる市川市が市川市民の安全と福祉の直接的擁護者として、其の当然の機能を最大限に發揮する道が求められます。市民の眞の保護は「国民保護法」ではなく、ジュネーブ条約に基づく「平和・無防備条例」です。この道こそ、日本が世界に誇る憲法9条に基づく平和外交の推進と合わせて其の力を發揮できる道であることを強調したいと思います。

最後に私は、「平和と環境保全はコインの裏表」との信念で平和・環境保全に取り組んできた一人として、議員の皆様に「市川市平和無防備都市条例（案）」の一部を引用してこの点のご理解をいただきたいと思います。

「東京湾には貴重な浅海域・干潟・三番瀬があります。私たちは現在、地球温暖化をはじめ数々の地球規模での環境破壊に直面していますが、戦争は文化と自然の最大の破壊をもたらします。私たちは、将来を担う子供たちにも自然環境が保全された美しい文化都市・市川を残していくかなければなりません。」と訴えています。

ベトナム戦争時のアメリカ軍による「枯葉作戦」に象徴される戦争による環境破壊は、恐るべきものがあります。最近のイラク戦争においても、例えば劣化ウラン弾による環境破壊は、イラクの子供達への放射能障害による白血病の多発など今後に其の恐ろしい影響が残ることを含めて真に深刻であります。こうした問題を避ける道の一つが、平和憲法と「平和・無防備条例」です。

以上の立場から、千葉市長の意見書について私の意見を述べさせていただきます。

現在市川市は、ジュネーブ諸条約第1追加議定書第59条2項に規定する「4条件」基本的に満たしています。したがって、この市議会において私たちの請求に賛成する決議をすれば、今後国が市川市に「戦闘員、移動可能な兵器及び軍用設備を配備」しようとする行為に対し、市川市は、「ジュネーブ諸条約代議

定書第59条第2項」を受け入れる決議をしていること理由に、これを拒否することは国際法に基づく充分な根拠を有していると考えます。

千葉市長は、国の防衛に関することは、国の先決事項であるから地方自治体に、この条約を受け入れることは出来ないと見解にたっているようですが、これは極めて不十分な認識に基づく見方です。

私は、昨日外務省に次の2点を問い合わせました。

- (1) ジュネーブ条約59条第2項の正式な国際的呼称
- (2) この条約の適応に関し、国の権限と地方条例の関係についてです。

外務省人権・人道課の回答によると、正式な国際的呼称については、「Non-Defended Localities」であること。また、この条約の適応は、わが国では、国を第一義的対象と考えているが、戦争時の状況などを考慮し、例えば「京都府」を指定するとか、ジュネーブ条約59条第2議定書を受け入れている地域を指定することは、当然ありうるとの回答でした。

私は、この正式名称から言ってもこの条約の基礎になったであろう第二次大戦中「ナチによるパリの無血開城」などから考えて、この59条第2議定書を決議している地方自治体の要請を無視するのは、この条約を批准した精神を全く無視することになると考えます。

市川市は、他の地方自治体に先駆けて早々と1984年の「非核都市宣言」を発表し、平和を願う市民の声に応えた自治体として今回の私たちのこの「平和・無防備条例」の制定請求に真摯な議論を交わして、11119筆に込められた市川市民の平和を願う切実な声に応えていただくことを心より希望して、私の陳述を終わります。御静聴に有難うございました。

2006年6月7日